



2025年 3 月 6 日

東浦町長 日高 輝夫 様

東浦町水道事業及び下水道事業審議会
会 長 千 頭 聡

下水道使用料の適正化について（答申）

2024 年 9 月 18 日付け 6 東上第 2970 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

公共下水道事業は、生活排水等の汚水を適切に排除することで、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全のために重要な役割を担っている。また、2024(令和6)年1月に発生した能登半島地震をはじめとした巨大地震による災害が起こる度に下水道の不通によるトイレ等の環境の悪化がメディアでも取り上げられている。自然災害のみでなく、2025(令和7)年1月には、埼玉県八潮市において県流域下水道管の破損が原因とみられる大規模な道路陥没が発生し大きく報道されるなど、下水道施設の維持管理についての重要性も国民に認知されている。

東浦町の公共下水道は、1989(平成元)年度に供用を開始し、2019(令和元)年度からは東浦町下水道事業として地方公営企業法を適用した公営企業として運営されている。公営企業としては独立採算が原則であるが、下水道使用料については、1998(平成9)年度を最後に見直しを行っておらず、実情に即した使用料の検討が長期間行われていなかった。そのため、本来であれば下水道使用料によって賄うべき資金が多分に不足し、その不足分を一般会計から補てんされている状態が何年にもわたって続いているため、現状では継続的かつ安定的な事業運営ができているとは言い難い状況となっている。

当審議会では、町長からの諮問を受け、東浦町下水道事業が将来にわたって継続的に安定したサービスの提供ができる体制となるよう、下水道使用料の適正化に向けた審議を行ったものである。

2 答申について

東浦町下水道事業は、2019(令和元)年6月に10年間の見通しを示した経営戦略を公表し、2024(令和6)年4月には中間見直しを行っている。その中で、下水道使用料が汚水事業費をどれだけ賄えているかを示す指標である経費回収率が約60%しか

ないことが経営上の大きな問題点としており、その解消のために「経費回収率向上に向けたロードマップ」が策定された。

ロードマップにおいては、2026(令和8)年度と2031(令和13)年度に下水道使用料の改定を行うとしており、その前2年度で改定のための検討を行うとしている。また、経営戦略中では、使用者負担の影響を考慮し、直近の目標として経費回収率80%にすることが明記されている。

当審議会としては、この経営戦略を基本とし、2026(令和8)年度に経費回収率80%に到達するための使用料体系を設定することで意見が一致した。

以下、審議会で得た結論を答申する。

◎下水道使用料体系

(1か月あたり・税抜き)

区 分		現行使用料	改定後使用料	改定率
基本使用料		750円	950円	127%
従量使用料 (1 m ³ あたり)	1～10m ³	0円	10円	—
	11～20m ³	85円	115円	135%
	21～30m ³	95円	130円	137%
	31～50m ³	105円	145円	138%
	51～500m ³	120円	165円	138%
	501m ³ ～	150円	205円	137%

(1) 基本使用料について

基本使用料は、使用水量に係わらず一使用者あたり一律の費用負担となる使用料である。使用水量に応じて金額が変わる従量使用料とは違い、安定的な収入確保が可能であることから、原則は固定費用に充てるべき使用料である。

しかしながら、下水道事業は施設の先行設備が必要となるため固定費用の割合が大きくなる事業であり、東浦町下水道事業についても、固定費用が汚水事業費全体の70%を超えていることから、固定費用全てを基本使用料で賄うことは厳しいと言える。したがって、現行使用料体系における基本使用料と従量使用料の構成割合(基本使用料42.9%、従量使用料57.1%)は維持することが妥当であるとの結論に至った。

(2) 基本水量制の廃止について

これまで、東浦町下水道事業をはじめ多くの自治体で、使用水量が少量の利用者に従量使用料を賦課しない「基本水量制」を採用してきた。公共下水道整備区域の拡大と、下水道普及率の向上を積極的に目指していた段階においては、この「基本水量制」を維持することは意味があるとも言える。しかし、東浦町下水道

事業においては、すでに大規模な面整備は概成し、普及率、接続率共に85%を超えていることから、今後は施設の維持管理が重要となってくる。したがって、使用水量が少量の利用者においても従量使用料を負担すべきであると判断し、「基本水量制」の廃止を提案する。

(3) 従量使用料について

現行の使用料体系においては、使用水量が多くなるにつれて使用料単価も増額する料金逡増方式を採用している。この考え方は引き続き維持しつつ、全体を等しくベースアップするのが望ましいと判断し、各水量区分の単価を定率で増加させる方法を採用した。

(4) その他

今回の使用料案については、2026(令和8)年度に運用を開始すること。また、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」にあるとおり、2029(令和11)年度、あるいは、流域下水道の負担金やその他の状況によってはそれ以前に、今回の使用料改定の効果検証をし、経費回収率100%達成に向けた議論をすることが必要である。

3 附帯意見について

なお、次回の使用料改定及び今後の事業運営にあたっては、当審議会の議論の経緯を踏まえ、以下の意見を参考とされたい。

(1) 独立採算に向けた明確なビジョンを示すこと

経営戦略においては、5年に一度使用料の検討をするとされている。今後5年間については、支出の大きな増減要因である流域下水道管理運営費負担金の増加と減価償却費の減少とがおおむね相殺できる見込みである。また、接続件数は引き続き増加傾向にあるが、使用水量はほぼ横ばいで推移していることから、収支共に今後の増減要因を考慮に入れずに審議をした。しかし、最終的に経費回収率100%の達成に向けて継続的かつ安定的な運営を目標に掲げる際には、長期的な施設整備、施設修繕の見通しを示すことも必要であると考えます。

加えて、公営企業として経営の安定化を図るのであれば、経費回収率100%に向けた審議が5年後では遅いという意見があり、今回の改定目標についても経費回収率80%到達では不十分ではないかという意見もあった。水道事業と一体で見直しを図っていく必要性もあることから、次回の審議会においては、長期的な視点でより明確なビジョンを示していただきたい。

(2) わかりやすい下水道事業の情報発信を図ること

持続可能な下水道事業の運営には、使用者の理解・関心が不可欠である。使用者である委員からは、公共インフラであるがゆえの様々な課題や問題等、初めて知る情報が多くあったとの意見もあった。使用者からの理解と協力を得るためには、下水道事業の広報や啓発が重要である。そのため、必要な施策について広く使用者に理解を得られるよう、日頃から適切な情報の周知に努めていただきたい。